



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

株 式 会 社 テ ー オ ー シ ー
東京都品川区西五反田七丁目 2 2 番 1 7 号
代表取締役社長 大 谷 卓 男
（コード番号 8 8 4 1 東証第 1 部）
問い合わせ先
常務取締役事務管理部門担当 羽 廣 元 和
（ 0 3 ） 3 4 9 4 - 2 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 43 期定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社における将来の新規事業分野への展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に、新たな事業目的を追加するものであります。
- ② 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます）の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 9 条を削除するものであります。
上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 8 条第 2 項を削除するものであります。
 - (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、現行定款第 10 条及び第 12 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
 - (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
 - (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目 的) (条文省略)</p> <p>(1)) (条文省略)</p> <p>(21)</p> <p>(22) 特定目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買。</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(23) (条文省略)</p> <p>(24) (条文省略)</p> <p>第8条 (単元株式数) (条文省略)</p> <p><u>2. 当社は、第9条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>第9条 (株券の発行)</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>第10条 (単元未満株主の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(1)) (条文省略)</p> <p>(4)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。</p>	<p>第2条 (目 的) (現行どおり)</p> <p>(1)) (現行どおり)</p> <p>(21)</p> <p>(22) 特定目的会社、<u>特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)</u>および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買。</p> <p><u>(23) 信託受益権の保有、売買及び仲介</u></p> <p><u>(24) 有価証券の保有及び運用</u></p> <p>(25) (現行どおり)</p> <p>(26) (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式数) (現行どおり) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (単元未満株主の売渡請求) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(1)) (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p>第11条(株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。</p>

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 　　(条文省略)</p> <p>第 46 条</p> <p>　　(新設)</p> <p>　　(新設)</p> <p>　　(新設)</p> <p>　　(新設)</p>	<p>第 13 条 　　(現行どおり)</p> <p>第 45 条</p> <p>　　(附則)</p> <p>第 1 条 　　<u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿 管理人の事務取扱場所に備え置き、株 券喪失登録簿への記載または記録に関 する事務は株主名簿管理人に取扱わ せ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 　　<u>当社の株券喪失登録簿への記載また は記録は、法令または定款に定めるも ののほか、取締役会において定める株 式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 　　<u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日まで有効とし、同日をもってこ れを削除する。</u></p>

以 上